

償却資産の申告は1月31日(火)までです



☎ 税務課内2153

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している事業用資産のことをいいます。

この償却資産は固定資産税の課税対象となるため、事業主は1月1日に所有する事業用資産の内容を、**事業を営んでいる所在地の市町村長に申告しなければなりません**。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますので、ご確認ください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

申告を要する方

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方。

なお、令和5年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、申告書にその旨を記入して提出してください。

償却資産の種類

- 構築物**＝広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置**＝太陽光発電設備、受変電設備、コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- 車両および運搬具**＝ブルドーザーなど
- 工具、器具および備品**＝机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産

- ・耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- ・取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- ・家庭用に使用される資産
- ・自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

償却資産に係る固定資産税 電子申告のご案内



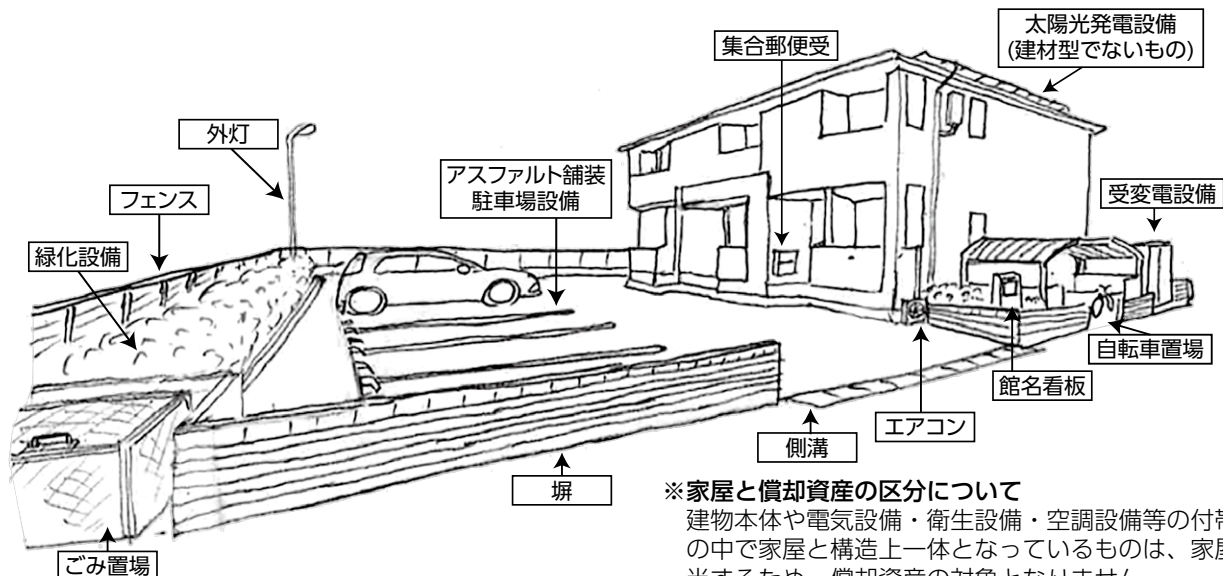
町では、インターネットを利用した電子申告システム「eLTAX」（エルタックス）で、償却資産の申告ができます。

利用や申告について詳しくは、町ホームページ「地方税の申告はeLTAXで！！」をご覧ください。

アパート・貸駐車場を所有されている方へ

次のような資産は固定資産の課税対象となるため、償却資産の申告が必要です。

| 償却資産の種類 | 具体例 |
|--------------|---|
| 1 構築物 | 外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、外灯、緑化設備（花壇等）、フェンス、自転車置場、ごみ置場など）、屋上看板等の広告設備 など |
| 2 機械および装置 | 太陽光発電設備（建材型でないもの）、受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管 など |
| 6 工具、器具および備品 | ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、サイクルラック など |



※家屋と償却資産の区分について

建物本体や電気設備・衛生設備・空調設備等の付帯設備の中で家屋と構造上一体となっているものは、家屋に該当するため、償却資産の対象となりません。

税理士による所得税確定申告無料相談

要事前予約

●会場での無料相談

回 ① 2月7日(火)・8日(水)10時～13時、13時30分～16時30分

② 2月13日(月)・14日(火)9時～12時、13時～16時

場 ① 桶川マイン3Fイベント広場
[OKEGAWAhonプラス+]

② 上尾県税事務所2階

※①は無料駐車場はありません。

※ 所得が給与または年金のみで、収入が600万円未満の方

※ 次の方は対象外となります。給与・年金以外の所得がある方(株・不動産の譲渡、不動産の賃貸その他)、事業を営む方、配当等の申告を希望する方、住宅取得控除の初年度の方、雑損控除等のある方。

※ 詳しくは予約時にご確認ください。

予約受付日時▶ 1月13日(金)10時～15時

※ 定員に達し次第受付終了。

※ 発熱・体調不良等の方は相談をお断りする場合があります。

※ 入場の際の検温にご協力ください。

※ 諸般の事情により中止になる場合があります。

●電話での無料相談

(確定申告書の作成は行えません)

回 2月2日(木)～2月15日(水)(土日祝日除く)

※ ・年金受給者の方
・給与所得者で医療費控除を受ける方
・年の途中で就職や退職をされた方
・年末調整が済んでいない方 など

※ 上記の方でも株・不動産等の譲渡がある方、不動産賃貸等の事業を営む方は対象外となります。上記の所得等に関する相談のみお受けします。

受付時間▶ 9時30分～12時、13時～16時

受付方法▶ お近くの税理士事務所にご連絡いただき、電話で相談をしていただきますが、税理士事務所により担当日が異なりますので、まずは下記にお問い合わせください。

※ 通話料はご負担いただきます。

問 関東信越税理士会上尾支部事務局

☎ 776-8777

令和5年

「伊奈町二十歳の集い」 (旧成人式)

成人の日に、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、総合センターで3回に分けて開催します。

回 1月9日(祝) 1回目…10時30分～ 2回目…13時～
3回目…15時～

※ 伊奈町在住で平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方

※ 伊奈町在住でなくても、以前伊奈町に住んでいた対象年齢の方で出席希望の方は、生涯学習課までご連絡ください。

※ 会場の都合上、保護者の方は入場できません。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止となる場合もあります。今後の状況については、随時町ホームページでお知らせしますので、開催直前まで状況確認をお願いします。

問 生涯学習課 ☎ 2541

渡すな! キャッシュ カード



～自宅にキャッシュカードの
交換に行くことはありません!～

上尾警察署管内の特殊詐欺は、キャッシュカードを渡してしまう手口がとて多く、騙された人は口々にその手口を知らなかったと言います。

その手口の内容は、警察官や、金融機関などを装い、もっともらしい理由をつけて、キャッシュカードを交換する必要があると説明してくるものです。そして、カードを預かっていったり、「カードを封筒に入れて置いていきます」と帰っていきませんが実は中身はすり変えられているなど、どちらのパターンもカードは犯人の手の中にあり、暗証番号も手に入れて、そのカードですぐに現金を引き出してしまうのです。

キャッシュカードの交換の話が出たら、渡す前に、必ず上尾警察署に相談してください。

問 上尾警察署 ☎ 773-0110